

記者会見資料令和4年8月24日

## 子宮頸がんワクチン 任意予防接種の償還払い

子宮頸がんワクチン予防接種は、平成25年4月に定期接種に位置付けられた後、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応等が報告されたことから、同年6月以降、定期接種の積極的勧奨が差控えられてきました。

その後、国において最新の知見を踏まえ、改めて安全性が確認され、令和3年11月に積極的勧奨を再開することが決定されました。

本事業は、積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃したために定期接種の対象年齢(高校1年生相当まで)を過ぎてから、自費で子宮頸がんワクチンの任意予防接種を受けた方に対して、西東京市独自で償還払いを行うものです。

なお、本事業は補正予算成立後、実施する予定です。

## 1 実施期間(予定)

令和4年11月1日から令和7年3月31日まで

## 2 対象者

次の全てに該当する方

- (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性
- (2) 令和4年4月1日時点で西東京市に住民登録がある方
- (3) 小学6年生から高校1年生相当までの間に、子宮頸がんワクチン定期予防接種3回を完了していない方
- (4) 高校2年生相当以上の年齢で子宮頸がんワクチン任意予防接種(サーバリックス® 及びガーダシル®に限る。)を受けた方

## 3 申請に必要な書類

- (1) 母子健康手帳、予防接種済証その他接種の事実及び接種回数を確認できる書類 (子宮頸がんワクチン任意予防接種償還払い申請用証明書等)
- (2) 領収証その他接種費用を支払ったこと及びその額を確認できる書類の原本

など

【問い合わせ先】 健康福祉部 健康課(TEL:042-438-4021)

